

一般社団法人 薬剤師認定制度認証機構
平成 21 年度 第 10 回理事会議事録

1. 開催日時 平成 22 年 3 月 26 日 (金) 10 : 30 ~ 12 : 50

2. 開催場所 ニッショーホール 第 2 会議室

3. 出席者

理事 佐藤 登志郎、代田 久米雄、田辺 功、望月 正隆、安原 真人、
山田 勝士、山本 信夫、内山 充

監事 三輪 亮寿、斉藤 勲

来賓 厚労省医薬食品局総務課 近藤恵美子課長補佐

事務局 先崎 稔、大塚 文

4. 議 題

認証事業実施要項中の認証後の年会費算定基準の見直しについて

配布資料

- (1) 社員資格の得喪に関する説明
- (2) 認証事業実施要綱
- (3) 会費の規程
- (4) 平成 22 年度公益法人 収支相償計算表
- (5) 同上 遊休財産額の保有制限の判定表
- (6) 平成 22 年度収支予算書

5. 審議概要

開会に先立ち事務局より出席者の確認が行われた。理事総数 10 名中 8 名出席、監事 2 名中 2 名出席により、定款第 30 条に基づき、会議は成立している旨報告。

続いて内山代表理事より、開会の挨拶の中で、昨年 12 月 21 日の公益認定申請後の経過報告として、3 月 2 日に申請内容の不備等指摘事項を説明し、3 月 3 日には修正申請を行った。それ以降、当局から連絡がないので、年度内の認定等の処分はないものと思われる。との報告があった。理事会規則第 5 条第 3 項に基づき、内山代表理事が議長となり議事次第に沿って議事を進めた。

審議事項：認証事業実施要項中の認証後の年会費算定基準の見直し

代表理事より、次の点につき説明がなされた。

公益認定を受けた法人は、次年度繰越額が当該次年度の事業費支出予算額以上になることを許されないことから、収支の動向を常に見直す必要が生じてきている。このため、22年度予算案を既に公益認定等委員会に提出しているところであるが、22年度内での公益認定が予想されるので、21年度事業実績を踏まえ、22年度末の次年度繰越額が一定以下になるように、会費の見直しが必要と考えられる。

見直しをするにあたっては、今後は理事会の中に会費規程検討小委員会を設置してご検討を賜りたい旨議長より提案された。審議の結果小委員会の設置について異議なく承認された。この結果を踏まえ、委員の選任について審議され、代田 久米雄理事、山本 信夫理事、斉藤 勲監事の三名が選ばれ、承認された。

年会費の見直しに関連して以下の事項が説明され、了承された。

(1) 社員資格の得喪に関する説明

社員資格の得喪に関する件で、内閣府公益認定等委員会から、団体特別会員の会費には会員ごとに差があることについての説明を求められ、具体的に説明を加え、資料の通り修正・申請した。(資料1・2・3)

(2) 公益法人 収支相償計算表

公益社団法人の会計の収入は、収益事業の利益の50%を公益事業に繰入れることができることになっている。当機構の収入は、「会費」(正会員・特別会員・個人特別会員)、「認証経費」・「更新経費」・「認証後の経費」に大別されており、会費収入は公益事業、それ以外の経費収入は収益事業に該当する。このことから、認定申請の収支相償の計算を見直した。(資料4・5・6)

(3) 平成22年度収支予算書

前項の見直しの結果、第7回理事会(平成21年12月18日)で承認された平成22年度予算書のなかで、事業活動収入の勘定科目の変更が必要となった。

また、支出科目内での金額の配賦など一部の入れ替えを行った。(資料6)

6. その他(報告事項)

(1) 認証プロバイダー連絡協議会が開催

平成22年2月20日に第5回認証プロバイダー連絡協議会が開催された。本機構はオブザーバーとして参加した。

代表理事より、出席した認証プロバイダーが相互に連携を深め、薬剤師の生涯研修を通じて、質の高い薬剤師を育成する具体的体制や方法等について議論されたこと。また、薬剤師生涯研修を更に充実するためにプロバイダーが共有できる「認証プロバイダーポータルサイト」を開設して研修内容のデータベース化を図ることなどが了承された旨報告。

7. 閉 会

以上の議事を終え、12時50分に閉会した。

上記の決議を明確にするため、代表理事および監事がこれに署名、捺印する。

平成22年3月26日

代表理事 _____ 印

監 事 _____ 印

監 事 _____ 印